

情報発信の対応等に関する通達

1. 写真、動画の情報発信について

- (1) 選手個人の SNS 等の発信は、映像の中に誰も載っていなければ認める。
*日本卓球協会、日本肢体不自由者卓球協会と同様の対応とする。
- (2) クラブ指導者が発信する場合においても、映像の中に選手以外いないこと。いた場合は了解を取ること。
映像の中に複数人いる場合は複数人の承認を得ておくこと。
加えて連盟に申請をしたのち許可をもって発信を認める。
*外国選手から抗議が来ることもあるので対応には十分な配慮が必要のため。

2. 日本代表公式ユニフォーム着用について

- (1) 有料のイベントや講習会に、主役、ゲスト等いかなる場合でも公式ユニホーム着用は認められない。
なお、無料の場合は着用を認める。但し、連盟の了解を取っておくことが望ましい。
- (2) 個人的活動や市長訪問・取材等で着用する場合は連盟に申し出て了解を取っておくことが望ましい。